

まちづくり基本条例の制定に向けて

第6回

第6回策定検討委員会（2月5日）が開催されたので、その内容をお知らせします。

■第7章及び第8章の条文案作成

第5回策定検討委員会で議論した「第7章 町長等」、「第8章 町政運営の原則」について前回の議論を踏まえ、次ページのとおりに条文案を作成しました。

第8章では、第26条の説明責任のところ、今までの町政懇談会等における町の説明は難しいとの指摘があり、特に「分かりやすい」という言葉を入れることとしました。

■第9章「まちづくりの基本方針」

第9章については、幌延町独自の項目を盛り込むこととし、第2回の検討委員会で提案いただいたキーワードにそれぞれ項目を検討いただき、左表のとおりとしました。なお、当初提案のあり

ました「地圏環境研究の推進と雇用の創出」については、まだ町民全体に浸透した項目ではないとの認識から、今回は盛り込まないこととしました。

ここで議論となったのは、「地域情報化の推進」というのが、基本方針に果たして相応しいのかと

いうことでした。

しかし、情報通信が過疎地の事業活動や教育、保健等の行政施策の推進にとって必要との認識から盛り込むこととしました。

■第10章「最高規範性等」

ここで盛り込む項目は、左表のとおりとしました。

最高規範性については、手続的には難しいが、認識として必要との判断から盛り込むこととしました。



第9章 まちづくりの基本方針

1 安全安心なまちづくり

- ・ 町民の生命、身体、財産等の安全確保
- ・ 危機管理体制の強化

2 人と自然との共生のまちづくり

- ・ 環境を守り、次世代に引き継ぐ
- ・ 自然環境を町民生活に生かす
- ・ 環境にやさしいエネルギーの活用と省エネルギーの推進
- ・ 資源の3R政策の推進

3 子育てと人づくり

- ・ 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり
- ・ 子どもの安全確保と安全教育の充実
- ・ 町の将来を支える子どもたちの育成と、地域づくりの担い手である人材の育成

4 地域情報化の推進

- ・ 過疎地にとって通信は重要なインフラ
- ・ 高度情報化社会の実現

第10章 最高規範性等

1 最高規範性

- ・ 最高規範
- ・ 他の条例などの制定にあたっては、まちづくり基本条例との整合性を図る

2 条例の見直し

- ・ 社会経済情勢の変化に対応した見直し
- ・ 見直し期間